

藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準案及び報酬に関する基準案に対するパブリックコメント（市民意見公募）の実施結果について

藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準案及び報酬に関する基準案に対するパブリックコメントを実施いたしましたので、いただいたご意見に対する市の考え方を公表いたします。

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 意見を募集した件名

藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準案及び報酬に関する基準案について

(2) 意見等の募集期間

2016年（平成28年）5月10日（火）から

2016年（平成28年）6月8日（水）まで

(3) 資料の閲覧場所

介護保険課、市役所受付案内、市政情報コーナー、各市民センター・公民館又は市ホームページ。

2 パブリックコメントの実施結果

(1) 意見等 3件

(2) 意見内容と藤沢市の考え方

項目	意見の内容	藤沢市の考え方
通所型サービスAについて	現在、機能訓練に特化した介護予防通所介護事業所を運営しているが、既に報酬改定により減額された介護予防通所介護費の水準でのサービス提供が限界であると感じている。もし今後、通所型サービスAという基準を緩和したサービスが設定された場合、報酬の基準は更に下がると思われる。たとえ人員配置基準等が緩和されたとしても、これ以上の報酬が減額されてしまうと、機能訓練に特化した事業所の経営は困難になってしまう。	藤沢市の総合事業の通所型サービスについては、現在のところ、現行の介護予防通所介護相当の「介護予防通所型サービス」の開始が決まっており、その報酬の水準は、現行の介護予防通所介護費相当としています。国のガイドライン上、より低い報酬設定が想定されている通所型サービスAについては、今後の検討課題ですので、いただいたご意見を参考に、検討を進めてまいります。

<p>地域の受け皿について</p>	<p>通所介護事業所で予防サービスも行っている事業所は、チェックリスト該当で利用できることとなれば今後利用対象者が増大し、利用定員に対する事業対象者の数が増大すればするほど、事業所としての採算は合わなくなり、受け入れを拒まざるを得なくなる。それを回避するために、状態が改善した方の受け皿として、地域住民による通いの場、お茶のみ場のような居場所を確保し、事業所から地域に戻っていくような仕組みを作ってほしい。</p>	<p>地域の受け皿としては、今後は「地域の縁側事業」や、「地域支えあいセンター」の既存事業、「総合事業」としては「一般介護予防事業」などを活用し、事業主体と意見交換を行うなどにより、多様な主体によるサービス提供体制づくりを、進めてまいります。</p>
<p>介護予防通所リハビリ及び介護予防訪問リハビリについて</p>	<p>介護予防通所リハビリと介護予防訪問リハビリは、基準に書かれていないが、どうなるのか。使えなくなってしまうのか。よく理解できていない人もいると思う。</p>	<p>介護予防通所リハビリ及び介護予防訪問リハビリは、総合事業には移行せず、平成28年10月以降も引き続き、従前どおりのサービスをご利用いただけます。基準等も変わりません。藤沢市で行う総合事業の内容につきましては、今後、周知用のパンフレット等も活用し、より広くご理解いただけるよう努めてまいります。</p>

貴重なご意見ありがとうございました。

3 問い合わせ先

藤沢市福祉部介護保険課

電話0466-25-1111 内線3141

FAX0466-23-5174